

輝け加古川こども基金（第3期）

募集要項

1. 事業趣旨

輝け加古川こども基金は、加古川地域に住む子どもや若者が健やかに育ち、成長することを願い、その支援や環境づくりに取り組む活動を応援することを目的として、東播磨地域にお住まいの個人の篤志により設立された基金です。

この基金では、加古川地域において活動する非営利団体が行う、子ども・次世代の健全な成長や自立の支援に係る事業を支援します。

2. 対象団体

- ① 原則として加古川市を活動の対象としている非営利団体（法人格の有無は問わない）
- ② 市民が主体的に設立・運営している団体

3. 対象とする事業

子ども・次世代の健全な成長と自立に資する事業

〈事業例〉

- ① 子どもの居場所やコミュニティづくりに関する事業
- ② 子育て中／子育てを控えている保護者の支援事業
- ③ 育児環境の改善に関する事業
- ④ 子どもの文化芸術・スポーツ等の支援事業
- ⑤ 障がい児・者等への理解を深める事業
- ⑥ 若者の就労支援に関する事業
- ⑦ その他、子ども・次世代の健全な成長と自立に資する事業

※現在実施中の事業でも申請できますが、既存の事業に対しては、拡充や改善の工夫を行う事業を優先します。

※継続的な事業でも、単発の行事でも、申請できます。

以下の事業は対象としません

- ① 営利目的の事業
- ② 政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体の事業
- ③ 反社会的勢力の支配下、またはその関係にある団体の事業
- ④ 許認可、認証、および登録等を必要とする事業で、当該事業の許認可、認証、登録等を受けていないもの

4. 助成対象経費

印刷費、消耗品費、旅費、通信費など、申請事業に直接関わる費用（直接関わる費用であれば人件費等も対象とします）

5. 助成対象期間

2018年4月1日（土）～2019年3月31日（土）

※ 助成金はこの期間に発生する経費に関してのみ、充当する事ができます。

6. 募集期間

2017年10月27日（金）～2017年12月22日（金）締切（必着）

※必ず指定の申請書にご記入の上、書面にて事務局宛にお送りいただくか、東播磨生活創造センター「かこむ」までご持参ください。E-mail・FAXでの提出は受け付けません。

7. コースと助成額について

【基本コース】10万円上限／10～15団体程度

【発展コース】100万円上限／3～5団体程度

※両方のコースに申請することはできません。

※助成総額は、380万円程度を予定しています。

8. 申請書類

申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

【必須書類】

① 申請書（所定の様式※） 【基本コース】【発展コース】は様式が異なります

② 団体概要資料(下記 a～d の四点)

a. 団体の規約または定款

b. 役員名簿

c. 直近の事業報告および収支報告書

d. 最新の事業計画および収支予算書

※これらが無い場合は、それに準ずるもの（ご相談ください）。

【任意書類】

その他、パンフレットや活動チラシ、掲載新聞記事など、運営状況がわかる資料

※ 用紙は、ホームページ (<http://hyogo.communityfund.jp/>) からダウンロードいただくか、E-mail (hyogo@communityfund.jp) または TEL (078-380-3400) にてお問い合わせください。東播磨生活創造センター「かこむ」または当財団事務所でも入手できます。

9. 選考

選考委員会において選考（2018年2月予定）いたします。

※ 必要に応じて直接ヒアリングにお伺いしたり、お電話することがあります。

【基本コースの選考基準】

- a. 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか（趣旨の一致）
- b. 加古川市およびその周辺地域の課題・地域ニーズをとらえているか（事業の必要性）
- c. 取り組む課題に対して、事業内容が有効であるか（事業の効果）
- d. 取り組む課題に対して、計画や予算が適切か（方法の妥当性）

【発展コースの選考基準】

上記 a～d に加えて、

- e. 計画・予算が十分吟味され、事業に必要な人的資源やネットワークもあるか（実現性）
- f. 地域に根ざし、着実に理解者や支援者、参加者を増やそうという姿勢があるか（地域性）
- g. 助成期間終了後も、団体として継続・成長の可能性が高いか（発展性）
- h. 事業が他の団体や地域に広がり、発展していくものかどうか（波及性）

10. 決定通知

2018年3月上旬頃までに、文書にて通知いたします。

11. 助成金の支払い時期

2018年3月下旬をめどに支払います。

※ 詳細は、決定通知と共にお知らせいたします。

12. 報告について

事業終了後または、助成対象期間終了後2ヶ月以内に「報告書」(所定の様式)をご提出ください。

13. 助成対象期間中のネットワークづくりについて

助成対象期間中に、皆様の活動の交流を目的とした交流会(2018年10月頃を予定)の開催を予定しております。ぜひご参加ください。

14. 注意事項

次のような場合は、助成金の交付を中止し、返還を求める場合があります。

- ① 申請事業が全く実施されていなかったり、途中で中止された場合。
- ② 助成金の使途が申請案件以外であったり、不明であることが判明した場合。
- ③ 助成金が不正な利益の所得や供与に使用されるという疑義が持たれた場合。

15. 説明会・個別相談について

【説明会】

本助成金についてご関心をお持ちの皆様に対して、下記の日程で説明会を実施いたします。参加は申し込み不要、無料です。

参加は申請の必須条件ではありませんが、助成金の趣旨や重視している点などをご説明しますので、申請をご検討の団体はぜひご参加ください。

2017年11月10日(火) 18:45～20:45

※初回のみ、前半：説明会、後半：合同相談会、となります。

2017年11月15日(水) 14:00～15:30

※説明会のみです。

開催場所：東播磨生活創造センター「かこむ」1F 講座研修室

【個別相談】

下記3日(9:30～14:30)

2017年12月7日(木)、12月13日(水)、12月18日(月)

東播磨生活創造センター「かこむ」にて

※要予約(TEL 078-380-3400 までお電話ください。「かこむ」窓口でも予約可能です)

※上記に来られない場合、財団事務局でもご相談に応じます(随時、要予約)。

※また、メールや電話での相談も可能です。

16. お問い合わせ・書類送付先

ご不明点等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3階

TEL:078-380-3400(月～金 /10:00～17:00) FAX:078-367-3337

E-mail: hyogo@communityfund.jp(担当：永田、藤田、実吉、本田)